

議案第 22 号

石垣市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

石垣市職員の旅費に関する条例（昭和 57 年石垣市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「法第 16 条各号若しくは第 29 条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により」を「法第 28 条第 4 項又は第 29 条の規定により」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 2 月 26 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

理 由
引用条項の整理に伴い、条例の一部を改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市職員の旅費に関する条例(昭和57年石垣市条例第18号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第16条各号若しくは第29条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等</u>となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、<u>法第28条第4項又は第29条の規定により</u>退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～7 (略)</p>